

南界小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、中種子町立南界小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

2 本校の基本方針

弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。また、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。」という基本理念に立ち、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない。」ことを自覚して、南界小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて取り組まなければならない。そのために、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、以下の事項に取り組んでいく。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく家庭や地域関係機関や外部専門家等と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめの早期発見・早期解決に努める。

3 全体計画

【学校教育目標】

思いやりの心と確かな学力をもち、心身ともにたくましく生きる個性豊かな児童の育成

【生徒指導目標】

全ての児童の望ましい心身の発達と基本的生活習慣の定着を図るとともに、学校生活が一人一人の児童にとって楽しく充実したものになるようにする。

いじめ不登校に対する学年部重点目標

- 【低学年】みんなが何でも言える学級づくりに努める。
- 【中学年】友達を差別しないで、お互いに認め合い励まし合う。
- 【高学年】友達一人一人の人権を尊重し、差別や偏見等をなくす意識を高める。

家庭・地域との連携

- ・校区子ども育成会
- ・主任児童委員
- ・民生委員
- ・スクールガード
- ・南界校区
- ・地域評議員
- ・スポーツ少年団
- ・学童保育

＜生徒指導委員会＞

いじめ、不登校対策及び心の教育を一体的かつ実効的に行うために、管理職、生徒指導主任及び関係職員で企画・調整を行う。

＜生徒指導連絡会＞

月1回、全職員で現状や指導についての情報交換及び共通実践事項について話し合う。

＜校区いじめ等問題対策推進協議会＞

いじめ等の問題解決と児童生徒の健全育成のために、年2回、関係機関を含めた会議を行う。

【いじめの防止】

- 道徳・学級活動・児童会活動等の充実を図る。
- 情報モラルについて適時指導する。
- 進んで奉仕体験活動に取り組む。
- △携帯電話やインターネット使用のルールを決める。
- △地域での体験を通して、集団の一員としての自覚を育む

関係機関との連携

- ・熊毛支庁地域保健福祉課
- ・県総合教育センター
- ・町教育委員会
- ・中種子交番
- ・学校医
- ・外部専門家

○心のふれあいを重視した心に届く指導を充実し、いじめ未然防止に努める。 ・学校楽しいーとの毎学期実施 ・無記名いじめアンケートの実施（タブレット活用） ・「いじめ問題を考える週間」の実施（年2回） （2学期：全学級道徳参観授業の実施）	【いじめの早期発見】 ○子供の行動観察と孤立児への声かけを行う。 ○個人面談やアンケートの実施と情報収集を行う。 ○相談窓口の周知を図る。 □困ったことは先生、親、友達に相談する。 △子どもとの会話をできるだけ多くする。（一緒に食事） △子どもの持ち物、服装の汚れや乱れに気を配る。	○いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する体制を整える。 ・毎月の生徒指導連絡会の開催 ・年3回の教育相談の実施 ・人権教育と連携した職員研修の充実 ・S Cへの相談体制の確立
--	---	--

【いじめに対する措置】	
いじめられた側	いじめた側
○聞き取りを重視し、心身の被害を的確に把握して迅速な初期対応を行う。 ○見回り等によっていじめの継続を防止する。 ○いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □自分の気持ちを正直に他者へ伝える。 △我が子を守り抜くという姿勢を子供に見せる。 △問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。	○いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □いじめられた子の立場に立って自らを振り返る。 △学校はいじめられた子を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 △被害児・保護者への適切な対応（謝罪等）を行う。
学 校 全 体	
○直接関係していなくても、傍観することはいじめに加担していることと同様であることを指導する。 □人との関わり方で大切にすべきことを話し合い、実行する。	

○教職員の取組 □子供の取組 △保護者の取組

4 年間計画

	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	情報モラル	教育相談	職員研修
4	年間活動計画検討 1学期活動計画確認	学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」実施（学級活動）	各教科指導計画確認	家庭訪問	基本方針確認
5		学校生活アンケート			個別相談	
6		学校楽しいーと		SNSチェックシート①（高学年）	教育相談	
7	相互・外部評価実施	学校生活アンケート				
8					教育相談	情報教育
9	2学期活動計画確認	学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」実施（道徳）			事例研修
10		学校生活アンケート		携帯・ネット利用調査	教育相談	
11		学校楽しいーと		SNSチェックシート②（高学年）	個別相談	
12	相互・外部評価実施 評価結果検討	学校生活アンケート	校内人権旬間 ・人権教室（学級活動）	保護者啓発講話		人権教育
1	3学期活動計画確認	学校生活アンケート				
2		学校楽しいーと			個別相談	事例研修
3	相互・外部評価実施 評価結果検討	学校生活アンケート	年度反省と教育課程編成			



生徒指導連絡会

